令和８年（フ）第７４号
北海道北見市泉町２丁目５番10号　コーポ泉21号、前住所北海道北見市美芳町８丁目１番８号　福士マンションＡ６号
債務者　佐藤　　舞
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１４３２号
埼玉県川口市東領家３丁目29番18―408号　エルシー弐番館
債務者　古澤　玲麻（旧姓山路）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４４２号
埼玉県川口市南前川２丁目13番32号　プランドール206号
債務者　五十嵐拓海
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４５５号
埼玉県久喜市下早見743番地２　マーサオーラス103号室
債務者　前畑　真美（旧姓舘下）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５２１号
さいたま市緑区原山３丁目12番６号　パルハウスサカエ101
債務者　小川　勇樹
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５４４号
埼玉県朝霞市幸町３丁目２番36―610号
債務者　堀田　静香
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６２０号
埼玉県新座市東北一丁目10番15号　セゾンパレス103号室
債務者　神永　　稔
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６３３号
埼玉県白岡市小久喜1028番地５　パレス花梨Ｄ―202
債務者　松尾　　宙
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５０７号
埼玉県越谷市大字下間久里547番地５
債務者　長嶋　政儀
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６３４号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目10番地３　（エレガンス霞ケ関101号室）
債務者　釘本　　累（旧氏名釘本汰一）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６７７号
埼玉県所沢市東町20番10―801号　ヴェルステージ所沢
債務者　亀田　浩美
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３２号
埼玉県狭山市富士見１丁目２番12号　ｂ’ＣＡＳＡ狭山ｒｅ―ｂｏｒｎ210　、前住所東京都八王子市館町2895番地１　ヴァン・ヴェールＴＡＴＥ　511号
債務者　伊藤　典子（旧姓荻）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３２２号
埼玉県熊谷市拾六間249番地３　アベニューＡ103号
債務者　五十嵐喬平
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３３４号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜931番地５
債務者　栃堀　雅俊
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２４７号
高知市一宮徳谷22番22号　グリーンハウス103号、旧住所高知市一宮しなね２丁目12番６―１号
債務者　近藤　明美
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５２号
高知市薊野南町18番23―５号
債務者　小松　滉生
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４７４号
代替住所Ａ（旧住所　札幌市白石区米里３条１丁目10番１号　ファミール米里203号）
債務者　松久　侑生
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部